

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

		連 事 年	結 業 度	：	：	法人名	()		
各連結法人における試験研究費の額	1	円		個別増減試験研究費の額 (1) - (6)				7	円
各連結法人の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	2			個別増減試験研究費割合 $\frac{(7)}{(6)}$				8	
特別試験研究費対象割合 $\frac{\text{別表六の二(五)「3」}}{\text{別表六の二(五)「1」}}$	3			個別 税 額 控 除 割 合				9	
		(8) > 5% の場合 $\frac{9}{100} + ((8) - \frac{5}{100}) \times 0.3$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)							
各連結法人における特別試験研究費対象金額 (別表六の二(五)付表「1」) × (3)	4	円		(8) ≤ 5% の場合 $\frac{9}{100} - (\frac{5}{100} - (8)) \times 0.1$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.06未満の場合は0.06)				10	
		個別税額控除相当額 (5) × ((9)又は(10)) (6) = 0の場合は(5) × 0.085)				11	円		
各連結法人における差引試験研究費の額 (1) - (4)	5			各連結法人の個別税額 控除相当額の合計額 (各連結法人の(11)の合計)				12	
各連結法人における比較試験研究費の額 (別表六の二(七)「5」)	6			試験研究費の総額に係る当期控除額の 個別帰属額 (別表六の二(三)「19」) × $\frac{(11)}{(12)}$				13	

別表六の二（三） 附表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

「(8) > 5 % の 場 合

2 $\frac{9}{100} + ((8) - \frac{5}{100}) \times 0.3$ 9 は、
(小数点以下3位未満切捨て)
(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14) 」

連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じ。）が平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各連結事業年度にあつては「0.1又は」を消し、連結親法人事業年度が同年4月1日以後に開始する各連結事業年度にあつては「又は0.14」を消します。